年金額アップ・年金の受給資格を取得

国民年金後納制度

後納制度とは、時効により納めることができない2年以上前の国民年金保険料を、平成30年9月までに限り、**過去5年分まで**納めることができる制度です。

後納制度のメリット

・将来受け取る**年金額が増加**します。
・受給に不足している期間を納めることで、**年金の受給資格を得られる**ことがあります。

利用できる方

①**20歳以上60歳未満**で5年以内に未納や未加入期間がある方
②**60歳以上65歳未満**で①の期間のほか任意加入中に未納の期間がある方
③**65歳以上**で年金受給資格がなく任意加入中の方など
※60歳以上で老齢基礎年金を受給している方は申込できません。

申込方法

『ねんきん加入者ダイヤル』または年金事務所へお問い合わせいただくと、国民年金後納保険料納付申込書が送付されますので、必要事項を記入し年金事務所へ提出してください。なお、申込書は日本年金機構のホームページ(http://www.nenkin.go.jp/)からダウンロードできます。

注意事項

・平成25年度以前の後納保険料には、当時の保険料額に**加算額がつきます。**
・後納できる期間のうち、**最も古い分から**納めていただきます。
・一部免除された期間の未納分も後納の対象ですが、一般の未納分と同じ後納保険料額です。

◆免除期間がある方は追納制度で納められます

保険料の全額免除や一部免除(一部納付済)、納付猶予と学生納付特例の期間の納付には、後納制度の利用はできません。10年さかのぼって納付できる追納制度をご利用ください。

申問**ねんきん加入者ダイヤル**　☎0570－003－004
※050で始まる電話　☎03－6630－2525
千葉年金事務所　☎043－242－6320
佐原年金事務所　☎0478－54－1442

国民年金保険料退職(失業)による特例免除

失業等により保険料を納めることが困難になった場合、申請すると国民年金保険料が免除または猶予される制度があります。

通常の免除・猶予申請は、本人・配偶者・世帯主の前年所得が審査対象になりますが、退職(失業)による特例免除では、退職された方の所得が審査対象から除外されます。

※退職(失業)された方以外に一定額以上の所得がある方がいるときは、特例免除が認められない場合があります。

申請に必要なもの

①年金手帳または基礎年金番号がわかるもの
②印かん
③失業していることが確認できる公的機関の証明の写し
(雇用保険受給資格者証、雇用保険被保険者資格喪失確認通知書等)

問**住民課国保年金班**　☎84－1214